

事務連絡
令和3年4月27日

保険薬局 御中

青森県国民健康保険団体連合会
(公 印 省 略)

医師の指示による分割調剤における調剤感染症対策
実施加算の請求に係る留意事項について

平素は、国保連合会の業務処理にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和3年2月26日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その35）」により、令和3年4月診療分から9月診療分までの間、調剤感染症対策実施加算（4点）が算定可能となりましたが、電子レセプトの請求において、医師の指示による分割調剤で算定する際に不要なエラーが発生いたします。

つきましては、令和3年5月受付分より下記のとおりのお取り扱いといたしますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

なお、この取り扱いについては、青森県薬剤師会にご説明しておりますことを申し添えます。

記

1. 事象

医師の指示による分割調剤を行った際の調剤感染症対策実施加算（調剤基本料加算）については、分割の対象外として点数計算するところ誤って分割の対象として計算され、以下のエラーが発生します。

項番	エラーコード	エラー内容
1	L4501	請求点数誤り
	L4502	第一公費請求点数誤り
	L4503	第二公費請求点数誤り
	L4525	第三公費請求点数誤り
	L4526	第四公費請求点数誤り
2	L4538	分割対象点数誤り
3	L4539	分割後点数誤り

2. 依頼事項

上記1のレセプトは、「エラー分含む」で請求確定願います。

3. 国保連合会の対応

上記2の「エラー分含む」で請求確定したレセプトについては、返戻することなく国保連合会において調剤感染症対策実施加算（薬学管理料加算）に補正し、その結果を増減点返戻通知書にてお知らせいたします。（別紙1）

青森県国民健康保険団体連合会
担 当：審査課 歯科係
T E L：017-723-1336
E-mail：kokuho@aomori.kokuhoren.jp